

フルリドン (案)

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：フルリドン [Fluridone (ISO)]

(2) 用途：除草剤

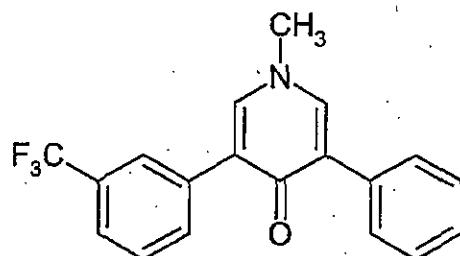
ピリダゾン系除草剤である。カロテノイド生合成阻害による抗酸化能の低下により增加する活性酸素によってクロロフィルを分解することにより除草効果を示すものと考えられている。

(3) 化学名

1-methyl-3-phenyl-5-(α , α , α -trifluoro- m -tolyl)-4-pyridone (IUPAC)

1-methyl-3-phenyl-5-[3-(trifluoromethyl)phenyl]-4(1H)-pyridinone (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式 C₁₉H₁₄F₃NO

分子量 329.3

水溶解度 12 mg/L (25 °C)

分配係数 log₁₀ Pow = 1.87 (25°C)

(米国評価書より)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤は、国内では農薬登録がなされていない。

米国では主に池、沼及び湖等の水生雑草に用いられている。

本剤は、直接農作物に使用されないが、本剤を使用した池、沼及び湖の水が、農作物や牧草に使用されている。

3. A D I の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたフルリドンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量 : 7.65 mg/kg 体重/day (発がん性は認められなかった。)

(動物種) ラット

(投与方法) 混餌

(試験の種類) 慢性毒性/発がん性併合試験

(期間) 2年間

安全係数 : 100

A D I : 0.076 mg/kg 体重/day

4. 諸外国における状況

J M P R における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合（E U）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において穀類、あぶらな科野菜等に基準値が設定されている。

5. 基準値案

別紙のとおり、食品中の残留基準を設定しないこととする。

本剤の食品中の残留基準については、ポジティブリスト制度導入に際し、米国の残留基準を参考に設定したところであるが、残留基準設定の根拠となる残留試験データ等の詳細な情報が確認できなかつたため、食品、添加物の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1部食品の部 A 食品一般の成分規格の項7より残留基準を削除することとする。

これに伴い、本剤については、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（いわゆる一律基準）が適用される。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
小麦		0.1				
大麦		0.1				
ライ麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
そば		0.1				
その他の穀類		0.1				
てんさい		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.1				
かぶ類の根		0.1				
西洋わさび		0.1				
クレソン		0.1				
はくさい		0.1				
キャベツ		0.1				
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.1				
こまつな		0.1				
きょうな		0.1				
チングンサイ		0.1				
カリフラワー		0.1				
ブロッコリー		0.1				
その他のあぶらな科野菜		0.1				
ごぼう		0.1				
サルシフィー		0.1				
エンダイブ		0.1				
しゅんぎく		0.1				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.1				
その他のきく科野菜		0.1				
にんじん		0.1				
バースニップ		0.1				
バセリ		0.1				
セロリ		0.1				
その他のせり科野菜		0.1				
トマト		0.1				
ピーマン		0.1				
なす		0.1				
その他のなす科野菜		0.1				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1				
かほちや(スカッシュを含む。)		0.1				
しろうり		0.1				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.1				
ほうれんそう		0.1				
未成熟いんげん		0.1				
その他の野菜		0.1				
みかん		0.1				
なつみかんの果実全体		0.1				
レモン		0.1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.1				
グレープフルーツ		0.1				
ライム		0.1				
その他のかんきつ類果実		0.1				
りんご		0.1				
日本なし		0.1				
西洋なし		0.1				
マルメロ		0.1				
びわ		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
もも		0.1				
ネクタリン		0.1				
あんず(アブリコットを含む。)		0.1				
すもも(ブルーインを含む。)		0.1				
おうとう(チェリーを含む。)		0.1				
ラズベリー		0.1				
ブラックベリー		0.1				
ブルーベリー		0.1				
ハックルベリー		0.1				
その他のベリー類果実		0.1				
アボカド		0.1				
その他の果実		0.1				
綿実		0.1				
くり		0.1				
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.1				
豚の肝臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓		0.1				
豚の腎臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.01				
その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓		0.01				
その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.5				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.5				
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.5				
魚介類(その他の魚類に限る。)		0.5				
魚介類(甲殻類に限る。)		0.5				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値には、網をつけて示した。

(参考)

これまでの経緯

- 平成17年11月29日 残留農薬基準告示
平成18年12月18日 厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成19年 8月23日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成23年 9月 8日 薬事・食品衛生審議会への諮問
平成24年 5月31日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 石井 里枝 埼玉県衛生研究所水・食品担当主任研究員
○大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所長
尾崎 博 東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斉藤 貢一 星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐藤 清 一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
高橋 美幸 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員
永山 敏廣 東京都健康安全研究センター食品化学部長
廣野 育生 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
松田 りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
宮井 俊一 社団法人日本植物防疫協会技術顧問
山内 明子 日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
由田 克士 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野准教授
鶴渕 英機 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○ : 部会長)

答申（案）

フルリドンについては食品中の残留基準を設定しないことが適當である。